

長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画【概要版】→ [全ての市のホームページ](#)

基本理念 ふれあい・学びあい・育ちあう 地域に開かれた共生型福祉施設

● 施設の構成（現段階想定）

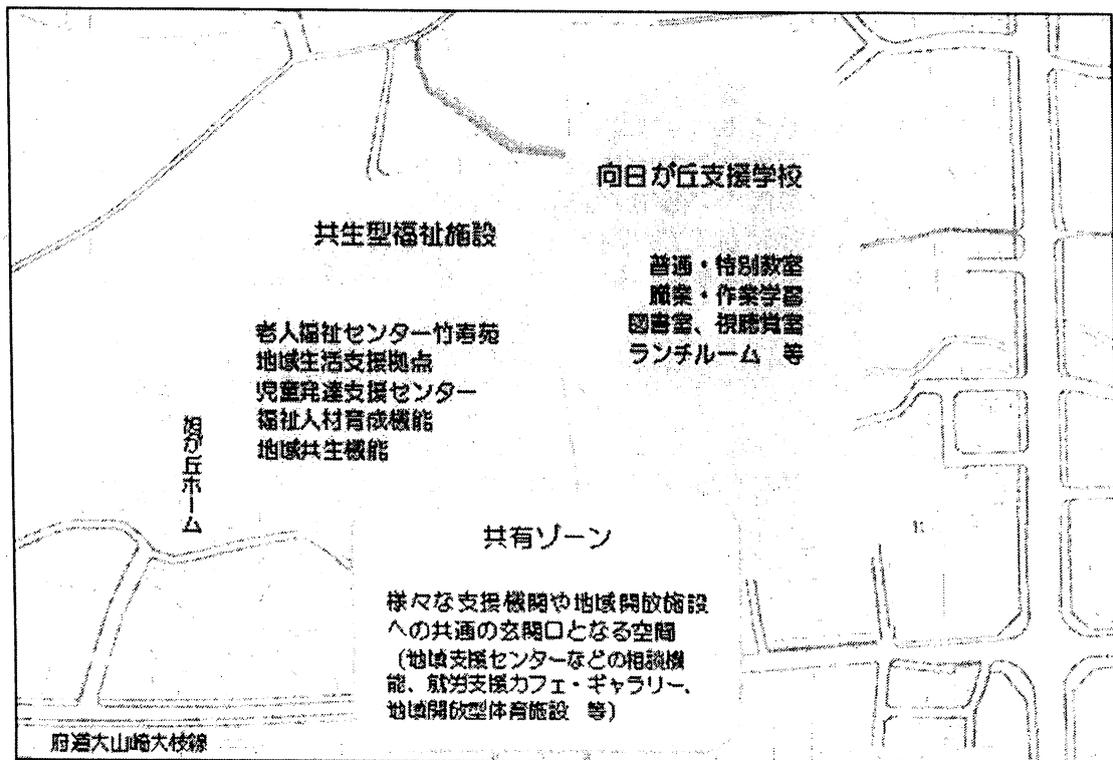
	施設・機能	主な内容
基本施設	老人福祉センター 竹寿苑	<ul style="list-style-type: none"> 既存の老人福祉センターが有する機能に介護予防機能を付与し、新たな介護予防拠点として整備 相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、広間・図書コーナー、軽トレーニングルーム、その他必要諸室等を整備
	地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援またはグループホーム（重度心身障がいにも対応） 短期入所 日中活動（生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、自立訓練など多機能型での実施を検討） 24 時間対応の相談・緊急時対応
	児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 乙訓圏域で生活している障がい児やその家族に対する支援（児童発達支援・放課後等デイサービス） 児童発達支援等の事業所や障がい児を受け入れている保育所・学校等への援助・助言（地域支援） 臨床心理士等の専門職による相談・検査 市の教育支援センターや支援学校の地域支援センターとの連携を考慮
付加機能	支援学校との連携機能	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労や、就労希望者の就労体験の場 地域住民との交流の場
	福祉人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携による福祉人材の確保や育成に向けた研修・実習の場の提供 市民を対象とした各種講座（ボランティア講座等）の開催
	地域共生機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民をはじめとする市民の全世代交流型スペースとして、高齢者や障がいのある人等だけでなく、子どもからお年寄りまで、いろいろな世代が集える場（カフェ・ギャラリー等） 乳幼児と保護者が憩う子育て支援の場（キッズスペース・サロン等） 農福連携の推進拠点 災害時の福祉避難所とするための防災備蓄倉庫等の設置 ニートや引きこもりなど、多様な福祉課題をもつ人に対しての就労支援の場

※ 本構想は、京都府立向日が丘支援学校の改築に合わせた福祉施設の一体的整備を前提としているため、内容については今後の京都府との協議により変更が有り得る。

● 長岡京市共生型福祉施設構想調査報告書（平成29年度）からの変更点

- ・ 児童発達支援センターの整備にあたっては、専門的な医師不足の現状を踏まえ、京都府南部地域の発達障がい児支援拠点である府立こども発達支援センターや医療機関等とのネットワーク構築を図ることとする。
- ・ 児童入所機能については、国・府の動向や、支援学校保護者へのアンケート結果を踏まえ、児童が長期間入所する施設の整備よりも、地域生活支援拠点として整備するグループホーム等において、障がい児・者を問わず緊急時、必要時に確実に短期入所施設を利用できるよう施設を整備することに重点を置くこととする。
- ・ 地域住民をはじめ、あらゆる世代に開かれた施設として親しみを持っていただけるよう、地域共生機能の充実を図る。

● 土地利用の検討

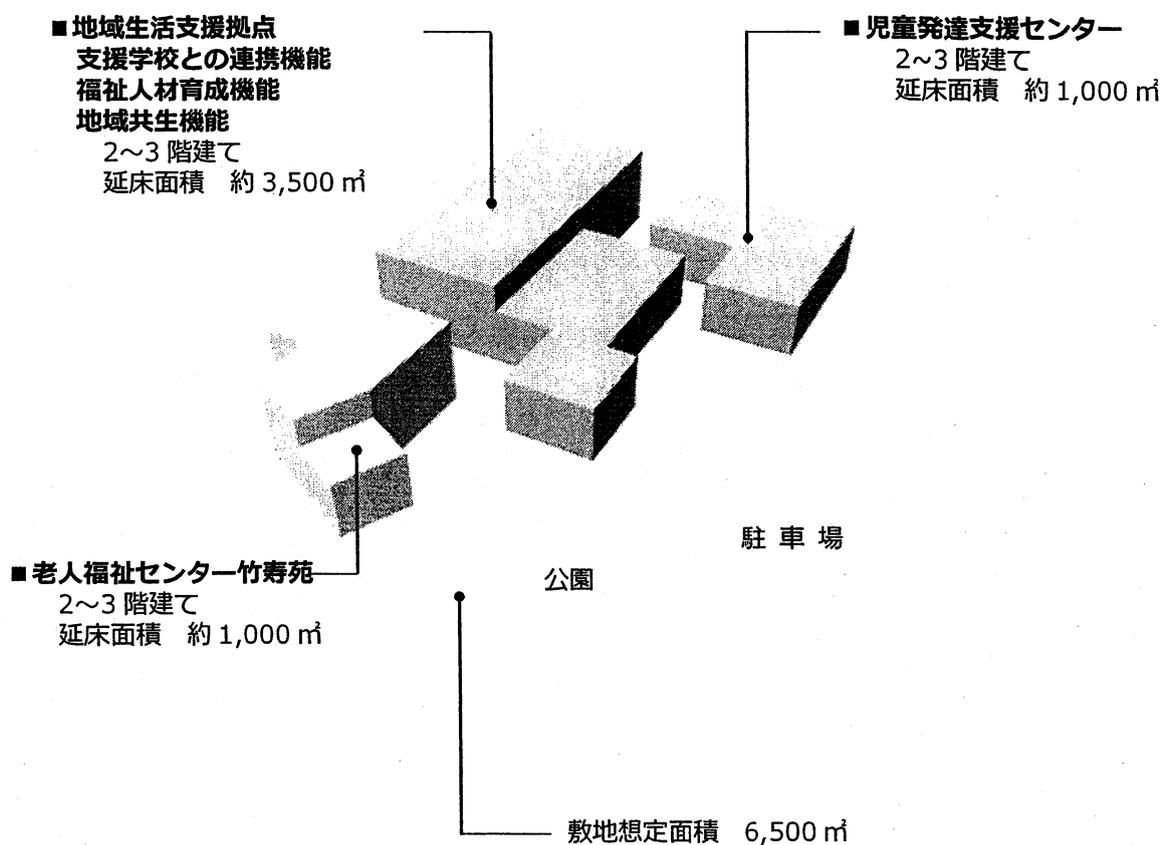


- ・ 共生型福祉施設と支援学校がともに府道大山崎大枝線に面し、東西に並立するような配置となることが望ましい。
- ・ 共生型福祉施設の配置にかかる詳細な検討は譲渡（提供）エリア確定後に行う。

《共生型福祉施設の想定規模概要》

	施設・機能	床面積
①	老人福祉センター竹寿苑	1,000 m ²
②	地域生活支援拠点	1,500 m ²
③	児童発達支援センター	1,000 m ²
④	付加機能（支援学校との連携機能・地域共生機能）	1,600 m ²
⑤	付加機能（福祉人材育成機能）	400 m ²
	計	5,500 m ²

《共生型福祉施設全体の機能配置》



● 概算事業費

	項目	金額（千円）	備考
建築 工事	老人福祉センター竹寿苑	380,000	建築工事、設備工事、屋外整備工事
	老人福祉センター竹寿苑以外	1,720,000	
	計	2,100,000	

※金額は諸経費込、税別

※府・市・民間の事業費負担の割合なども含め、詳細については今後の計画の進捗を踏まえて別途検討

※独立行政法人福祉医療機構が公表している「平成29年度 福祉・医療施設の建設費について」を参考に平米単価を算出

● 事業化手法

- ・ 利用料が原則無料で事業収入の見込めない老人福祉センター竹寿苑のみ直営または指定管理による公共施設として整備する。
- ・ その他の施設については、経験豊かなノウハウの活用により、多様化するニーズに柔軟かつ迅速に対応することが期待できることに加え、施設整備に際して国や府の補助が受けられることにより市の財政面での負担軽減も図れることから、民間の社会福祉法人等による整備・運営を基本とする。
- ・ 事業敷地についてはすべて市が所有し、民間の社会福祉法人等による施設整備に係る土地は貸与を原則とする。
- ・ 今後、事業化に前向きな社会福祉法人等に対して意向聴取を行った上で事業者の募集要項を定め、企画提案による事業者選定を行う。

● 整備スケジュール

1年目

- ・ 共生型福祉施設用地に係る協議
- ・ 事業化手法と事業者選定に係る検討
- ・ 事業者意向の聴取
- ・ 地区計画の検討

2年目

- ・ 共生型福祉施設用地に係る協議
- ・ 地区計画の策定
- ・ 開発許可の取得と造成設計
- ・ 老人福祉センター竹寿苑改築基本計画

3年目

<老人福祉センター竹寿苑>

- ・ 造成工事
- ・ 基本設計
- ・ 実施設計

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- ・ 事業者選定に係る仕様書等の調整
- ・ 事業者選定

4年目

<老人福祉センター竹寿苑>

- ・ 実施設計
- ・ 建築工事

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- ・ 造成工事
- ・ 基本設計

5年目

<老人福祉センター竹寿苑>

- ・ 建築工事

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- ・ 実施設計

6年目

<老人福祉センター竹寿苑>

- ・ 竣工、供用開始

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- ・ 建築工事

7年目

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- ・ 建築工事

8年目

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- ・ 竣工、供用開始